

【議第139号】建設工事請負契約書に基づく賠償金および遅延損害金の  
請求訴訟の提起につき議決を求めることについて(説明資料)

1. 被告となるべき者の住所、氏名

滋賀県長浜市西浅井町大浦217番地1 株式会社 橋本工務店

2. 請求額

45,704,320円およびこれに対する支払済みまでの年3%の割合による金員

【賠償金の内訳】

- 平成30年度分：工事請負金額126,705,600円×20%=25,341,120円
- 令和元年度分：工事請負金額101,816,000円×20%=20,363,200円

合計：45,704,320円

3. 請求の要旨

滋賀県が株式会社橋本工務店と建設工事請負契約を締結した平成30年度第4号国  
宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事および令和元年度第3号  
国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事の2工事について、同社  
代表取締役(当時)橋本市郎が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6(公契約  
関係競売等妨害)の規定に違反し、逮捕起訴され、令和2年11月21日に刑が確定し  
た。当該2工事に係る建設工事請負契約書第46条の2において、受注者について刑  
法第96条の6の規定による刑が確定したときは、受注者は賠償金として、請負代金  
額の10分の2に該当する額を支払わなければならないとしており、滋賀県は、当該  
契約書の規定に基づき、被告となるべき者に賠償金の支払いを求めたが、被告となる  
べき者がこれに応じないことから、賠償金およびこれに対する遅延損害金の支払いを  
求める訴えを提起する。

<対象工事>

- 平成30年度第4号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事
- 令和元年度第3号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事

4. 訴訟遂行の方針

- 第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

5. 経緯

令和2年11月6日	大津地方裁判所判決
11月21日	刑の確定
令和3年1月28日	橋本工務店への賠償金請求(納期限：令和3年2月17日)
3月24日	督促状の送付(指定期限：令和3年3月31日)
4月28日	橋本工務店および相手方弁護士と折衝
6月23日	相手方弁護士と折衝

<建設工事請負契約書 関係条文（抜粋）【2工事とも同様】>

（発注者の解除権）

**第44条の2** 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）～（2）省略

（3）受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員または使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（賠償の予約等）

**第46条の2** 受注者は、この契約に関し、第44条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に該当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

<刑法 関係条文（抜粋）>

（公契約関係競売等妨害）

**第96条の6** 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（平七法九一・全改、平二三法七四・旧第九十六条の三繰下・一部改正）